

琵琶湖森林づくり県民税に係る答申を受けた対応方針について

1 趣旨

琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号。以下「県民税条例」という。)付則第6項の規定に基づき、同条例の規定について検討を行うために、令和元年11月15日に滋賀県税制審議会に諮問したところ、令和2年7月3日に答申があったことを受け、答申を受けた対応方針について協議するもの。

2 琵琶湖森林づくり県民税の概要

目的	琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、 <u>環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するために設けられているもの。</u>		
課税方式	県民税均等割超過課税方式 (県民税均等割の標準税率に一定額を加算)		
納税義務者	個人：1月1日現在で県内に住所等のある個人 法人：県内に事務所等のある法人等		
税率	個人：800円(標準税率 1,000円) 法人：法人県民税均等割額の標準税率の11%相当額		
	資本金等の額による区分	税率	(標準税率)
	下記以外の法人(均等割非課税法人除く。)	2,200円	20,000円
	1千万円超1億円以下	5,500円	50,000円
	1億円超10億円以下	14,300円	130,000円
	10億円超50億円以下	59,400円	540,000円
	50億円超	88,000円	800,000円

3 これまでの改正の経緯

- (1) 琵琶湖の水源かん養や県土の保全等の森林の有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進するため、県民税条例を平成18年4月から施行した。
- (2) 県民税条例付則により施行後5年を目途として検討を行うこととしていたため、平成22年度に同条例の規定について検討を行った結果、導入時の制度を維持することとし、更に5年後を目途として検討するよう県民税条例付則を改正した。
- (3) 平成22年度の検討から5年後の平成27年度に、琵琶湖森林づくり県民税条例検討会を設置し翌年度にかけて検討を行った結果、導入時の制度を維持することとし、平成28年度に、

更に4年後を目途として検討するよう県民税条例付則を改正した。

- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）が制定され、森林環境税・森林環境譲与税が創設されることとなり、同譲与税の国からの譲与が平成31年度から開始されることとなったため、平成30年度に、県民税は、森林経営管理法に基づく市町施策の支援等以外のものに要する経費に充当することとして、使途を明確化することとし、県民税条例本則を改正した。
- (5) 平成28年度の検討から4年を迎えるにあたり、令和元年11月15日に滋賀県税制審議会に諮問したところ、令和2年7月3日に答申があった。

4 滋賀県税制審議会からの答申の概要（答申の全文は別添のとおり）

(1) 琵琶湖森林づくり県民税の評価について

滋賀県の森林を取り巻く課題に対応し、第2期琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）は、継続することが適当。

(2) 使途について

これまで県民税を活用して取り組んできた事業は、基本計画においても概ね継続実施されることとなるため、県民税の使途については、基本的に現行の事業を継続することが適当。

その上で、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題への対応等についても、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることを前提に、県民税の充当対象とすることが適当。

また、県民税と森林環境譲与税との使途の整理については、これまでの整理によってこれらを使い分けていくことが適当。

(3) 課税方式について

県民税の導入以来、特に不都合は生じておらず、現行の課税方式を継続することが適当。

(4) 税率設定について

森林環境税・森林環境譲与税の創設が行われたばかりであること、また、基金累計残額の活用により、一定期間事業を維持することが可能であることなどを踏まえると、現時点では、現行の税率を維持することが適当。

(5) 次回の検討時期について

県民税の検討を基本計画の見直しと同時期に行う場合、それぞれの関連性をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の検討は、基本計画の見直しと同時期（改正条例の施行後5年を目途）に行うことが適当。

5 答申を受けた対応方針

- (1) 答申の主旨に合わせて、県民税について、現行制度のまま継続するとともに、基本計画の見直し時期に合わせて、5年後を目途に再度検討を行うこととします。
- (2) 令和2年9月定例会議の期間中の総務・企画常任委員会で、(1)の対応方針について報告したうえで、同年11月定例会議に県民税条例の一部改正を提案することとします。

滋 税 審 第 4 号
令和2年(2020年)7月3日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋 賀 県 税 制 審 議 会
会 長 諸 富 徹

琵琶湖森林づくり県民税について (答申)

令和元年11月15日付け滋税第492号で当審議会に諮問された琵琶湖森林づくり県民税について、下記のとおり答申します。

記

1 琵琶湖森林づくり県民税の評価について

琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）は、琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる目標の達成に向けて、森林と琵琶湖との関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた「環境を重視した森林づくり」と、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、「県民協働による森林づくり」を推進するための貴重な財源となってきた。

現行の第1期基本計画の計画期間は令和2年度までとなっているが、第1期基本計画の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、令和3年度から10年間の森林・林業に関する具体的な方向性を示す第2期基本計画が策定されることとなっている。

滋賀県の森林を取り巻く課題に対応し、第2期基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、県民税は継続することが適当である。

2 用途について

(1) 用途の基本的な考え方について

これまで県民税を活用して取り組んできた事業は、第2期基本計画においても概ね継続実施されることとなる。したがって、県民税の用途については、基本的に現行の事業を継続することが適当である。

その上で、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の

増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題への対応、滋賀県森林審議会から意見のあった造林公社が管理する採算が取れない分収林の環境林化についても、県民税を導入した際の哲学を踏まえ、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることを前提に、県民税の充当対象とすることが適当である。

(2) 琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税との使途の整理について

森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）の譲与が令和元年度から開始されることから、滋賀県は、平成31年3月に条例改正を行い、県民税と譲与税の使途について、譲与税は創設経緯を踏まえ森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく施策に充当し、県民税は譲与税と使途が重複しないよう、森林経営管理法に基づく施策以外の県独自の施策に充当するものと整理している。

また、県は広域的な施策を行い、市町は住民に近く地域の実情を踏まえた施策を行うという考えのもと、市町を支援する事業を中心に県民税を充当する事業（以下「県民税事業」という。）を見直し、県民税事業から廃止した事業は、市町が地域の実情に応じて譲与税を活用して実施するものとする「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」を策定している。

この考え方は、効果性および効率性の観点から合理的であり、今後もこの整理によって県民税と譲与税を使い分けていくことが適当である。その際、県民税ならびに滋賀県および市町の譲与税が、県全体として最も効果的かつ効率的に活用されるよう、滋賀県森林整備協議会の場を活用することなどにより、県と市町間で適切に調整を行うことが必要である。

なお、上記のとおり、県民税と譲与税の使途については、原則的に重複しないことが望ましいが、重大かつ緊急に対応すべき課題が顕在化した場合など、相応の公益性および必要性が認められる場合には、県民税と譲与税を併せて活用することも検討すべきである。

3 課税方式について

県民税では、県民に広く負担を求める点で公平であること、低所得者への配慮が可能であること、徴税コストが安価であることを理由に「住民税均等割超過課税方式」を採用するとともに、同方式のデメリットである税収とその使途が不明確である点を解消するため、「基金積立方式」を採用している。

県民税の導入以来、特に不都合は生じておらず、現行の課税方式を継続することが適当である。

4 税率設定について

(1) 現行の税率について

県民税の現行の税率は、個人は年 800 円、法人は法人県民税均等割の 11% 相当額となっている。これは、県民税の導入検討時において、県民税を充当する「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」の実施に要する単年度の標準的な事業費が 6 億円程度と見込まれたことから、同程度の税込規模となるよう設定されたものである。

県民税の税込は、導入時の想定を上回る年 7 億円程度で推移しているが、県民税事業の事業費も想定を上回る水準で推移しており、平成 24 年度以降は、県民税事業の事業費が基金への積立額を上回る状況が続いている。

(2) 今後の税率について

第 2 期基本計画の目標事業量等を基に試算した計画期間中に必要となる県民税事業の単年度当たり事業費は、7.2 億円程度と見込まれる。

一方、現行の税率を維持した場合の今後の税込は年 7.5 億円程度、税込から賦課徴収に要する費用を控除した基金積立額は年 7.1 億円程度と見込まれる。

県民税事業の事業費と基金積立額を均衡させるためには、税率を引き上げる必要があるが、森林経営管理法の施行および森林環境税・譲与税の創設という森林整備に係る大きな制度改正が行われたばかりであること、また、基金累計残額の活用により、一定期間事業を維持することが可能であることなどを踏まえると、現時点では、現行の税率を維持することが適当である。

5 次回の見直しの検討時期について

これまで、県民税の見直しの検討は、基本計画における 5 年ごとの実施計画である戦略プロジェクトの見直し時期に合わせて実施されてきた。

第 2 期基本計画の計画期間は 10 年間となっているが、滋賀県の森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から 5 年を目途に見直しを行うことが予定されている。

県民税の見直しの検討を基本計画の見直しと同時期に行う場合、滋賀県森林審議会の考えと滋賀県税制審議会の考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、県民の立場から、基本計画の見直しと県民税の見直しの検討について同時に知ることができるため、それぞれの関連性をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の見直しの検討は、基本計画の見直しと同時期に行うことが適当である。

ただし、社会経済情勢の変化や基金の状況によっては、県民税の見直しの検討時期を基本計画よりも前倒しすることも視野に入れるべきである。

6 県民税事業の実施における課題について

(1) 琵琶湖森林づくり県民税の認知度の向上について

令和元年に滋賀県が実施した県民アンケートによると、県民税が徴収されていることを知っている県民は16.6%、「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」を実施していることを知っている県民は18.6%と、いずれも低い水準にとどまっているなど、県民税の認知度の低さは、創設以来の課題となっている。

県民税は、実質的には目的税であり、県民にこれを負担している意識が欠如していると、施策の効果性および効率性を阻害する要因となる。

そのため、基本構想や基本計画など、滋賀県の目指す森林のあり方を県民と共有するとともに、県民税の認知度の向上を図ることが必要である。

(2) 市町への支援について

滋賀県は、譲与税を活用して、市町で不足する専門人材の育成を行っているが、市町の体制整備が整うまでの間については、滋賀もりづくりアカデミー等において、実務面の支援も行うことが適当である。

また、森林面積や人口が少ない市町においては、譲与税が、金額が僅少であることなどを理由に基金に積み立てられている状況であるが、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、市町にその趣旨を説明し早期の活用を促すとともに、そのために必要な助言等の支援を行うことが適当である。

(3) 森林経営管理制度の推進について

県民税は、森林の持つ公益的機能が広く県民全体に及ぶことに鑑み創設されたものであるが、森林経営管理法に規定されているように、森林を経営管理する責務は、一次的には森林所有者が負うものである。

譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を推進することにより、意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を集約していくことで、県民税事業の効果的かつ効率的な実施に繋げていくことが必要である。

琵琶湖森林づくり県民税条例案 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略 (検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略 (検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第 号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>